



GDPR: 越境データ移転に関する欧州データ保護評議会によるレコメンデーション案と、欧州委員会による標準契約条項(SCC)改定案の公表

執筆者: 石川 智也、菅 悠人、津田 麻紀子、福島 惇央

1. 越境データ移転に関する欧州データ保護評議会によるレコメンデーション案の公表

2020年11月10日、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board。以下「EDPB」といいます)は、「EUと同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション(Recommendations)」(以下「レコメンデーション」といいます)¹を公表し、同年12月10日までパブリックコメントに付しています。

レコメンデーションの背景としては、去る7月16日に欧州司法裁判所によって下された Schrems II 先決決定²において、標準契約条項(Standard Contractual Clauses。以下「SCC」といいます)に基づいて、EUの十分性認定を受けていない国へ個人データを移転する場合であって、かつ、SCCの内容からだけでは、移転先国においてEUと同等の個人データ保護水準を保証できない場合には、補完的措置(supplemental measures)を講じて対応する必要があると示されました。レコメンデーションは、Schrems II 先決決定で必要とされた補完的措置について、EUレベルのデータ保護当局であるEDPBがその具体的内容を明らかにしたものです。

レコメンデーションは、データの管理者及び処理者には、アカウントビリティの原則(GDPR 5条2項)により、個人データの移転先国においてEUと実質的に同等の保護水準を確保していることを示す責任があるとした上で、データ輸出者となった管理者及び処理者が必要な補完的措置を講じるための具体的なロードマップを示しています。

ロードマップで示されたステップの概要は以下のとおりです。

¹ European Data Protection Board, *Recommendations 01/2020 on Measures That Supplement Transfer Tools to Ensure Compliance with the EU Level of Protection of Personal Data Adopted on 10 November 2020*, available at https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/consultation/edpb_recommendations_202001_supplementarymeasurestransferstools_en.pdf.

² Case C-311/18, *Data Protection Commissioner v. Facebook Ireland Ltd & Maximilian Schrems*, ECLI:EU:C:2020:559 (Jul. 16, 2020), available at <https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?jsessionid=BD731F5130B963C7072D2F6851E77B5E?text=&docid=228677&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=11046615>.

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

1. データの移転状況を知る
2. 依拠しているデータ移転枠組みを特定する
3. GDPR46 条のデータ移転枠組み(BCR、SCC を含みます)に依拠してデータを移転する場合、データ移転に関する全事情を考慮した上で、当該枠組みの実効性を評価する
4. GDPR46 条のみでは実効性が確保されないことが判明した場合、補完的措置を採用する
5. 補完的措置を特定した後は必要な手続を進める
6. 適当な間隔を置いて改めて評価する

このうち、ステップ 2 の検討の結果、十分性認定を受けている国への移転については、ステップ 3 以下を検討する必要はないとされていますので、EEA 域内の企業から日本への個人データの移転に際しては、追加の補完的措置を検討する必要はないと整理されます。ただし、日本への個人データの移転に際して、米国をはじめとする海外のベンダーを起用している場合には、そのベンダーが所在する国への個人データの移転についてステップ 3 以下を検討する必要があるため、注意が必要です。

また、レコメンデーションの別紙として、技術的措置、契約上の追加措置、及び組織的措置に分けて補完的措置のユースケースが紹介されており、特に、技術的措置については、①EU と実質的に同等の保護水準を確保するために実効性を有すると考え得る具体的措置と、②いかなる措置を講じても EU と実質的に同等の保護水準を確保することが容易でないと考えられる具体的状況が列挙されています。②に関しては、具体的には、(i)暗号化されていないデータへのアクセスを要求する EEA 域外のクラウドサービスプロバイダへの移転と、(ii)グループ企業間で、個人データを共有するなどしてビジネス目的で EEA 域外から暗号化されていないデータにダイレクトにアクセスを認める場合については、効果的な技術的措置を講じることが困難とされており、ステップ 4 の補完的措置を採用する際には多くの企業で慎重な検討が求められます。

日本企業としても、レコメンデーションに示されたステップに従って早急にグループのデータフローを確認し、補完的措置の要否及びその内容を検討することが必要になると考えられます。また、グループでの重要なデータフローを検討するにあたっては、将来にわたっての安定的なデータフローを確立する観点から、これまで以上に慎重にベンダーやサーバーの所在地を検討する必要があります。また、グローバルでの越境データ移転に関する規制の潮流を前提に将来を見据えた戦略的な検討が必要となってきています。また、データ処理を伴うビジネスを買収するクロスボーダーの M&A を検討する際にも、グローバルでの越境データ移転に関する規制の潮流は重要な視点となってくるでしょう。

2. 越境データ移転に関する欧州委員会による標準契約条項(SCC)改定案の公表

EDPB が上記ガイダンスを公表した翌日の 2020 年 11 月 12 日、欧州委員会は、「第三国への個人データ移転のための SCC に関する決定」の案文(以下「SCC 改定決定」といいます)³を公表し、2020 年 12 月 10 日までパブリックコメントに付しています。SCC 改定決定の別紙には、SCC の改定案(以下「SCC 改定案」といいます)⁴が示されています。

今回の SCC 改定決定は、改定の背景として、2016 年に採択された GDPR 上の新たな要件に対応する必要性があることに加えて、複数のデータ輸入者/輸出者や、長く複雑なデータ処理の連鎖等を伴う、新しくより複雑な処理業務が幅広く用いられるといった、デジタル経済における重要な発展がなされたことを挙げています(SCC 改定決定前文 6 項)。このように複雑化したデータ処理の連鎖に対応するために、SCC 改定決定では、一般条項に加えて、具体的なデータ移転の状況に応じて、モジュールを選択することが求められています(SCC 改定決定前文 10 項)。具体的には、以下の 4 モジュールの契約条項が用意されています。

1. 管理者から管理者への移転
2. 管理者から処理者への移転

³ European Commission, *Commission Implementing Decision (EU).../... of XXX on Standard Contractual Clauses for the Transfer of Personal Data to Third Countries Pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)*, available at <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12741-Commission-Implementing-Decision-on-standard-contractual-clauses-for-the-transfer-of-personal-data-to-third-countries>.

⁴ European Commission, *Annex to the Commission Implementing Decision on Standard Contractual Clauses for the Transfer of Personal Data to Third Countries Pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council*, available at <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12741-Commission-Implementing-Decision-on-standard-contractual-clauses-for-the-transfer-of-personal-data-to-third-countries>.

3. 処理者から処理者への移転
4. 処理者から管理者への移転

モジュール 1 及び 2 の移転類型は、既存の SCC の枠組みにも対応するものがありますが、処理者からの移転に関するモジュール 3 及び 4 の移転類型は、今回の SCC 改定決定により初めて導入されたものです。また、モジュール 2 の移転類型の契約条項には、GDPR 28 条 3 項に基づいて管理者が処理者に個人データを処理させる場合に規定することが求められるデータ処理契約の内容が組み込まれています(SCC 改定決定前文 15 項)。そのため、越境移転規制対応のための標準契約条項を締結する場合に、別途データ処理契約を締結する必要はなくなることが見込まれます。

このように役割に応じて SCC を選択することができること、複数の当事者が SCC を締結できること(SCC 改定決定前文 10 項及び SCC 改定案 Annex I.A.)、SCC 当初締結時には参加していなかった当事者が後から SCC に参加する(accession)こと(SCC 改定決定前文 10 項及び SCC 改定案 Section 1, Clause 6 の Docking Clause)等は、グローバルのデータ移転契約においては幅広く採用されている手法であり、今回それらが SCC 改定案に組み込まれています。その他にも、既存の SCC にあった様々な実務的な課題、たとえば、①データの輸出者が EU 域内に存在することが前提となっており、域外適用の場面で様々な不整合があったことや、②適切な準拠法が選択できない場面があったこと等が解決されています。他方で、SCC 改定案では、紛争を解決する裁判所を EEA 域内の国から選ぶようになっており、どこの国を選ぶのかが、実務的には新たな検討ポイントになるかもしれません。

留意すべきは、既存の SCC については SCC 改定案が発効してから 1 年間の移行期間を経て廃止が予定されている点です(SCC 改定決定 6 条 2 項)。なお、SCC 改定決定 6 条は、2001 年決定と 2010 年決定にしか言及がないように読めますが、2004 年決定は 2001 年決定を修正する決定という位置づけですので、**結局のところ修正後の 2001 年決定によって有効な 2001 年版・2004 年版 SCC(管理者間)、2010 年決定によって有効な 2010 年版 SCC(管理者・処理者間)の全てが廃止されることとなります。**

SCC を締結している日本企業においては、SCC 改定決定が発効次第速やかに対応できるように、契約改定に必要な情報を収集するなど準備を進める必要があると考えられます。

3. GDPR28 条 3 項に基づくデータ処理契約としての標準契約条項(SCC)案の公表

GDPR 上、管理者が処理者に個人データを処理させる場合には、GDPR が要求する所定の条項を含むデータ処理契約(Data Processing Agreement、又はその頭文字をとって DPA と呼ばれます)の締結が必要です(GDPR 28 条 3 項)。このデータ処理契約については、フランスやドイツの一部の州などにおいて、データ保護当局が契約条項のサンプルを公表していましたが、EU レベルでは特段サンプル等は公表されておらず、事業者が GDPR の条文をベースに自身で契約をドラフトしていました。

欧州委員会は、2020 年 11 月 12 日、このデータ処理契約についても決定⁵を行って標準契約条項(SCC)案⁶を公表し、2020 年 12 月 10 日までパブリックコメントに付しています。GDPR 上、データ処理契約についても、欧州委員会が SCC を策定できる旨が規定されており(GDPR 28 条 7 項)、その規定に基づき示されたものです。

この SCC が発効されれば、企業はその通りに契約を締結することによって GDPR 28 条 3 項を遵守することができます。もっとも、越境移転規制への対応とは異なり、企業は、SCC が発効された後も、これまでと同様に GDPR が要求する所定の事項を含むデータ処理契約を独自にドラフトして締結することができます(GDPR 28 条 6 項)。

なお、前記 2. で説明したように、越境データ移転のための改定版の SCC を締結する場合には、本 3. の SCC を重ねて締結することは不要であるものと思われます。したがって、本 3. のデータ処理契約としての SCC を用いる場面としては、EEA 域内又は十分に性認定を受けた国若しくは地域に所在する処理者に個人データを処理させる場合ではないかと考えられます。日本でも、GDPR

⁵ European Commission, *Commission Implementing Decision of XXX on Standard Contractual Clauses Between Controllers and Processors or the Matters Referred to in Article 28 (3) and (4) of Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council and Article 29 (7) of Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance)*, available at <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12740-Commission-Implementing-Decision-on-standard-contractual-clause-s-between-controllers-and-processors-located-in-the-EU>

⁶ European Commission, *Annex to the Commission Implementing Decision on Standard Contractual Clauses Between Controllers and Processors under Article 28 (7) GDPR and Article 29 (7) of Regulation (EU) 2018/1725*, available at <https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12740-Commission-Implementing-Decision-on-standard-contractual-clauses-between-controllers-and-processors-located-in-the-EU>

の域外適用を受ける日本企業(管理者)が、充分性認定を受けた国である日本の企業(処理者)に個人データを処理させる場合にはデータ処理契約の締結が必要であるところ、このような場面で用いることが見込まれます。ただし、SCC は、これまで越境データ移転のためのものとして認識されていたため、日本の実務では混乱が生じることも見込まれます。企業の担当者としては、案件毎にどの SCC の話をしているのか、いつのバージョンの SCC の話をしているのか、正確に理解をすることが必要となりそうです。

以上紹介してきたところだけでも、各国のデータ保護法対応のための契約のストラクチャーは難易度を増し、高度の専門性が要求されるようになってきています。日本企業もグローバルでのデータ移転・データ処理に関する契約のストラクチャー実務に習熟した専門家へのアクセスを得ることが今まで以上に重要になるものと思われます。

4. Brexit 対応

上記の動きと直接は関係しませんが、英国の EU 離脱に伴う移行期間が 2020 年 12 月 31 日をもって終了すると見込まれることから、2021 年 1 月 1 日より、EEA 域内の企業から英国の企業への個人データの移転には、EEA 域内の企業同士の移転とは異なり、SCC の締結等の越境移転規制への対応が必要となります。この点を含め、以下の企業は、Brexit との関係で 2021 年 1 月 1 日までに必ず対応が必要な事項がありますので、対応が完了しているか速やかに専門家に確認されることをお勧めいたします。

- ① 英国に所在する企業
- ② 英国に個人データの移転を行うことがある EEA 域内に所在する企業
- ③ EU 代表者を置いている全ての企業(日本企業を含み、英国・EU の何れに EU 代表者を置いている場合も含みます)

①及び②の企業を子会社、支店、駐在員事務所として有する日本企業も、グループのコンプライアンスを確認する観点から対応が必要であるといえます。

5. 終わりに

本ニューズレターにおいては、先週後半の一連の動きについて全体像をご理解頂くことができるようまとめました。それぞれの詳細や実務対応の tips についてご質問等がございましたら、ご遠慮なく当事務所までご照会ください。

※ 11 月 1 日にフランクフルト・デュッセルドルフ事務所が開業いたしました。

<https://www.jurists.co.jp/ja/news/201109.html>



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
フランクフルト & デュッセルドルフ事務所共同代表
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPRを初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)、週刊東洋経済(2020年11月7日号)特集の「依頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



すが ゆうじん
菅 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.suga@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2016年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017年より2018年までウィルマーヘイル法律事務所(ロンドン及びブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関する知見も広い。特にEUにおける規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を行っている。

つだ まきこ
津田 麻紀子

西村あさひ法律事務所 弁護士
m.tsuda@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、及び、IoT、AIの普及に伴うビッグデータ活用を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015年、2018年)に従事し、企業における情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱っている。



ふくしま あつなか
福島 惇央

西村あさひ法律事務所 弁護士
a.fukushima@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2018年東京大学法学部卒業。WTO紛争解決手続等の国際通商法業務、企業結合規制への対応等の独占禁止法/競争法業務、先端技術の法的論点調査等のデータ保護法業務等、幅広く担当する。